

## 婚姻・離婚

届出の種類		届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
婚姻届		期間なし	婚姻する 2人	2人のいずれかの 本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要</li> <li>▪ 届出人の印鑑（押印は任意）</li> <li>▪ 国民健康保険被保険者証 （加入者のみ）</li> <li>▪ マイナンバーカード （氏の変更がある方のみ）</li> </ul>
離婚届	協議	期間なし	夫と妻	本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要</li> <li>▪ 届出人の印鑑（押印は任意）</li> <li>▪ 国民健康保険被保険者証 （加入者のみ）</li> <li>▪ マイナンバーカード （氏の変更がある方のみ）</li> </ul>
	調停 審判 判決 など	裁判の確定または 調停の成立した日 から10日以内	申立人	本籍地または住所 地の市役所、 <u>窓口</u> <u>センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 届書</li> <li>▪ 申立人の印鑑（押印は任意）</li> <li>▪ 調停調書謄本（調停離婚）</li> <li>▪ 審判書謄本と確定証明書 （審判離婚）</li> <li>▪ 和解調書謄本（和解離婚）</li> <li>▪ 判決謄本と確定証明書 （判決離婚）</li> <li>▪ 国民健康保険被保険者証 （加入者のみ）</li> <li>▪ マイナンバーカード （氏の変更がある方のみ）</li> </ul>